

東洋史研究

第十九卷 第四號 昭和三十六年三月 發行

明初江南の官田について

(下)

——蘇州・松江二府におけるその具體像——

森 正 夫

はじめに

- 一 官田の系統・面積・徴収率
- 二 官田承佃を可能にする條件若干（以上前號）
- 三 承佃のありかたをめぐつて
むすびにかえて

三 承佃のありかたをめぐつて

明代、蘇松地方を中心とする江南の官田を實際に承佃し、その所謂官租（＝官田稅糧）を政府へ納入していたのは、農民の中でも、どのような階層に屬するものであつたか。前代の元朝から明初へ、明初から中期を経て明清鼎革期に至る社會經濟構造の變動の中で承佃の階層がどのように動いていつたか。時代の進展にともなう農村内部の狀況の變化を無視して抽象化を行ない、一般的にこれを等質の「佃戸」であると規定することは、歴史的には殆んど意味を持たない。本節では、それら「承佃者層」の性格の明初的な特色、官田體制を媒介とする初期の明朝政府とこの蘇松地方の農民との關係を

明らかにしたい。もとより資料と筆者の能力の限界とに制約された一つの接近にしかすぎないけれども。

前代元朝は、問題の蘇松二府をはじめとする浙西地方において、宋代の官田を入手するとともに、新たな籍没によるものを加えてその經營を續けていた。たまたま大徳二年（一二九八）頃の記録にその實狀がとどめられている。

浙西官田數多 俱係貧難佃戶種納 春首缺食 無田主借貸 國岸缺壞 又自行修理 官司不爲存恤 以致逼臨在逃 荒廢官田 深爲未便 今後官田佃戶 若委無己業 亦無請討田主 貧難下戶止種官田 自赴官倉送納租者 管民官司 並不得將此等佃戶差充里正主首雜當一切催甲等役 妨廢農務 失悞官租 （崇禎松江府志・卷一八・水利三・大徳二年春二月中書省奏立浙西都水庸田使司）

すなわち、借貸を乞うべき田主もなく、ただ官田を佃種するのみという官と直接に承佃關係を結んだ貧難の佃戶層の存在が普遍的であつた。元末の農民叛亂とその發展としての明朝政權成立に至る戦争の、この「貧難佃戶層」にもたらした變化が、まだ充分に實證されていない研究史の現段階ではあるが、上引のような元代浙西官田の一般的狀況を、そのまま明初洪武年間にあてはめることは危険である。

たしかに右のような狀況は、明代の官田にもみられ、この時代のいくつかの資料は、「官田は貧民が佃種するものだ」という判斷に立っている。たとえば、景泰五年（一四五四）の進士で成化・弘治にかけて有數の官僚であつた丘濬は、淮南一帶の湖蕩を開いて水田化すべしという奏議の中で、

俱如江南之制 民之無力者 給以食 田成之後 依官田起科 民之有力者 計其庸 田成之後 依民田出稅（大學衍義補・卷三十五・制國用・屯營之田）

という表現をとり、同じ頃の人林俊、嘉靖十一年（一五三二）當時の刑科給事中徐俊民なども、特定の時期と地域とを指定してはいないが、同様に官田と貧民とを結びつけて論を立てている。このような官僚の意識にうかがわれる當代の通念は、具體的にも、

A 撫按江西給事中朱肇言 江西十三府官田租重 十倍民田……官田悉貧民所種（明實錄・永樂二年十月辛未）

B 詔巡撫直隸侍郎李敏 均定應天等府州官民田 先是 正統中 戶部會官議 令江南小戶官田改爲民田起科 而量改大戶民田爲官田

以備其數(明實錄・景泰四年五月庚申)

C 田未沒入之時 小民於土豪處還租 朝往暮回而已 後變私租爲官糧 乃於各倉送納(崇禎松江府志・卷七・田賦中・杜宗桓上巡撫侍郎周忱書)

というような資料に現われる。Aは江西地方・Bは關係資料により蘇松常三府を除く南直隸諸府、Cは松江府に關するものである。貧民・小戸・小民とよばれる層が、明初から正統・景泰に至る間の江南では、官田の承佃者として、かなり廣がつていたことが示される。問題の蘇松地方の官田にも、以上のような、官||政府と直接無媒介に承佃關係を結んだ小農民層が少なくなく、このような中間搾取過程を排除した農民支配は、明朝政府も、決して望まないところではなかつたと思われる。

しかしながら、問題を、第一節に示した、蘇松二府の官田面積百分比、宣德中年ごろ(一四三〇)の減則例實施前ににおける蘇松二府官田部分の明初的な毎畝平均徵收率、官田の系統と徵收率との相互關係などと對照させるとき、次のような素朴な疑問が當然に提起される。すなわち、あのような一府六三%弱、八四%強を占める廣大な官田を、その全體にわたつて、資力もない貧難の佃戸層が直接に承佃耕種し得たであろうか。これらの地域における單位面積あたりの投下勞働量がなみなみならぬものであつたことをも注意しなければならない。立場をかえて、残り三六%強、十五%弱の民田を私有し、毎畝大體五升の輕税を納入する農民層は、その土地を地主的に經營する場合、私租收入を極く低く八斗と見積つてもその十六分の一を、自作する場合、收穫率を比較的低く一・五石と見積つても、その三十分の一の納税で濟むのであるが、彼らが丁力に幾分かの餘裕を持つとき、官田をも承佃し、官田からも剩餘生産物を獲得しようとする努力を一切放棄してゐたという假定も、また成り立ちにくい。民田所有量の多いもの、少ないもの、それぞれに官田承佃への必然性はあつたはずである。(前掲B資料自身大戸官田の存在を否定するものではない)今、第5表によつて當代蘇州府の毎畝當り米穀收穫高の一般的な値をかりに二石とする。第4表の洪武く宣德前半間平均徵收率に近い四・五斗は、この二石の二二・五〇%、收穫高をそれより五斗低く一石五斗と見積れば三〇%をそれぞれ占める。又第4表による松江府の復元洪武く宣德前

半間平均徴収率^(a)のうち、府の西郷華亭縣分三・三〇七斗に近い三・三斗の、第5表上の同じ西郷の收穫高二・五石に占める比率は、十三・三〇%、五斗低く見積つた二石に對しては、十六・五〇%、府の東郷上海縣分二・七一〇斗に三升弱を加えた三斗は、同じ東郷の收穫高一・五石の二〇%にあたる。一方、第5表の松江府西郷・東郷の收穫高と小作料とは、原資料上で、はつきりと相關々係を意識して書かれてあり、原資料を忠實に讀むとき(註②参照)その私租率(＝小作料率・收租率)は、西郷で五三・三三〇五六・六七%、東郷で五三・三三%であり、如藤繁博士が説かれる明清時代の普遍的な私租率の標準である收穫高の二分の一、五〇%に頗る接近する。従つて當代蘇松地方の私租率を一應五〇%と比定する。右に算出した△官田平均徴収率の對收穫高比▽は、△私租率五〇%▽を、蘇州府で二八・五% (より一般的な値とみられる收穫額二石の場合)、一七・七% (收穫額一・五石と假定した場合)、松江府で三六・七〇〇三三・五〇% (西郷)、三〇% (東郷) 下回つており、明初以來、民田の場合に比べてかなりのハンディキャップを持ちつつも、官田を地主的經營にとり入れる可能性のあつたこと、△官田糧＝官租▽が△私租＝所謂地代▽とは異なつた性格を具有してゐたことがわかる。さきに疑問とした民田私有者の廣大な官田部分放棄という假定は、このような、平均徴収率(額)、その對收穫額比、その對私租比などにおける數値に接して、ますます設定しにくくなる。以上のように問題を定量化すると、そこには、元代浙西地方の通例の中に、又明代中期以後の官僚の通念に、そして同じく明代の現實として二三の資料の上に見出された「貧難佃戶層による直接承佃」という概念には入りきらない事態、すなわち、一般地主層をも含む相對的により大きい經營規模をもつ農民層による官田承佃の可能性が開けてくるのである。

況太守集卷八・丁少糧多・請免遠運奏(宣德六年・一四三二年)の冒頭で、當時の蘇州府知府況鍾は、

爲民情事 竊照 本府所屬長洲等縣重租官糧二百六十五萬三千一百七十四石零 民糧一十五萬三千一百七十四石零 俱係水鄉圩田 洪武年間驗丁授田 每戶稅糧多者四五十石 少者亦不下十石

と述べ、この多大な糧額の一定部分が、洪武年間、「丁を驗して田を授けた」ことによつてゐること、その結果として、「毎

戸の税糧」が「多き者四五十石」に達したことを指摘している。この驗丁授田政策については、皇明經世文編卷十二・與行在戸部諸公書で、當時の巡撫周忱も、府下の太倉地方について

忱嘗以太倉一城之戸口考之 洪武年間見丁授田十六畝 二十四年黃冊原額六十七里八千九百八十六戸

とふれ、況鍾と異なつた表現をとりつつも同じ事實を語り、況太守集卷九・請禁妄動實封及冒軍籍冒船戸貪充糧長不符定例諸奏中の崑山縣申文にも、洪武年間、同知宋信の建言によりこの政策がとられたといふ、一應具體性をもつた關係資料が存在するので、その程度は判然としないまでも、第一節で述べたように全田土の三分の一を確實に上回りおそらく四割以上にも達したと推定される明代新設の官田の規模からすれば、相當の廣範圍にわたつて實施されたことが豫想される。すなわち、抄没の對象からはずされた舊來の地主層の殘存部分をはじめ、抄没の對象となつた地主達の舊佃戸層に至るまでのあらゆる農民層に對し、その戸下の丁力に現有耕作能力に應じて田土を給付し、その大部分を官田として登録していくという政策である。それでは、その政策の適用に際し官田として登録された大部分の田土と、農民の各階層とを、より具體的に結びつけてみよう。先引の況鍾上奏中、「毎戸税糧多者四五十石、少者亦不下十石」といううち、五十石を、例の當時の官田毎畝平均徵收率に接近する四・五斗で除算すると約一一畝、一〇石を同じ方法で除算すると約二二畝となる。一一〇畝程度の耕作力を持つ農家は、多くの勞働力を戸内に丁として有するか、何らかの形で自己の家族以外の勞働力を利用しているものとみられ(必らずしも家僕勞働力としてではなく、佃戸乃至傭工と契約を結ぶという形で)、これをもはや、單なる貧窮の小民と看做すことは出来ない。何良俊の四友齋叢說・卷十三によれば、嘉靖年間のことではあるが、隣接松江府西郷の最も水利條件のよい所で、一組の夫妻の可耕面積は二五畝と傳えられる(註(四)參照)から、一一畝という經營規模の持主は、まず中農乃至小地主以上の階層に屬するとみられ、最低の二二畝は、周忱の太倉における毎丁一六畝という基準よりして、完全な全種官田戸たる一組の夫妻が受けとつたものと考えられる。なお、上引況鍾の資料は、さきに丘濬が言うごとき「民之有力者」には「田成之後」に「民田」によつて出税させるといふケースを

も含むという想定を、また導くが、この蘇松地方では、明初の官田の規模や徴収率の特徴から推して、驗丁授田部分は、基本的には官田として登録されたと考えるべきであろう。明初洪武年間の蘇州府には、一方では、小民・貧民とよばれる小規模經營の能力しかない農民家族が、全種官田戸として、直接政府と承佃關係を結ぶ一方、承佃者としては、より經營規模の大きい中農乃至小地主クラス以上のものが含まれていたことを、ほぼ確かめ得るのである。

明初、この地方の農民層の分解がすでかなりの進展をみせていたことは、官田成立過程の一面たる大土地所有者からの田土沒收（第一節にのべた「抄沒」「抄割」乃至「籍沒」という形で史料に表現されている）が、この王朝の政權確立期に行われたという事實自身が示しているが、その沒收がすでに進みつつあったと考えられる洪武三年、浙西地方、なかならずここ蘇州府について、明實錄洪武三年三月庚午の條が傳える狀況は注目される。

先是上閭戸部 天下民孰富 產孰優 戸部臣對曰 以田稅之多寡較之 惟浙西多富民巨室 以蘇州一府計之 民歲輸糧一百石已上至四百石者四百九十戸 五百石至千石者五十六戸 千石至二千石者六戸 二千石至三千八百石者三戸 計五百五十四戸 歲輸糧十五萬一千八百石

洪武蘇州府志卷十戸口所載の蘇州府戸數、四七三・八六二戸と同卷十五田畝所載の、秋糧計正耗二・一四六・八三〇石餘とを用いた藤井宏氏の計算に従えば、右文中の富民五百五十四戸は、全蘇州府戸數の〇・一三%餘、この全體の千分の一を僅かに越える農家が、全糧額の七%強、すなわち一割近くを占めている。藤井氏が指摘されるように、このような農民層の兩極分解傾向の現實こそが、洪武初年、國都建設のための均工夫役を、南直隸の應天等十八府州、及び江西の饒州・九江・南康三府に課するに當たり、「役が貧民に及ばんことを恐れた」太祖をして、「驗田出夫」の方針をとらしめ、「田多丁少者」に對しては「以佃人充夫」を命ぜしめたものに他ならない（明實錄・洪武元年二月乙丑・洪武三年七月辛卯）。そして、梁方仲氏が、明實錄洪武四年九月丁丑の記事によつてその最初の設立がたしかめられる糧長制度の中に、自らの存立をおびやかすような最大級の富民巨室の勢力を上記所有地の籍沒や徙民政策によつて削減する一方、残りの一般地主層

に政權への参加を鼓勵し彼らを懷柔しながら税糧輸送に利用する明政府の意圖を、見出されるごとく（同氏「明代糧長制度」参照）、この階層分化自體、明初の國家權力が、まさに「抄沒」に象徵される政治的措施によつてそれを緩和するとは可能であつても、完全な否定は望むべくもなかつたのである。

所謂、驗丁授田は、このような歴然たる階層分化、地主層の強固な存在という現實の一面をふまえて推進された政策であつて、そのことが、四五十石から十石に至る分布に表現されているのである。洪武三十五年（建文四年・一四〇二年）、いづれも重要な官田地帶であつた南直隸の鎮江・常州・蘇州・松江四府、浙江布政司所屬の杭州等六府の農民に對する江北への買馬當站という雜役勞働の追加徴點（＝割り當て）が命令され、永樂初年に實施された。この際、正式の對象戸であつた十石以上の民田糧納入者が指定の割當分をまかなえなくなるや、それら大戸層の戸下にある官田糧部分と、それ以外の零細な十石以下の民田糧をもつ農家の官田糧部分、さらには民田糧を全くもない農民家族の官田糧部分が原則を破つて割當對象とされた。すなわち、

時因民糧不敷 又將大小人戶官糧編貼 每疋馬有編貼四五十家 多至二三百家（萬曆常州府志・卷六・錢穀三・徵輸）

という状態がみられたのである。萬曆常州府志は、右引用箇所を、先にふれた宣德年間の南直隸巡撫周忱が江南で行つた一連の財政改革を述べる中であげており、註(四)によつても、その語る所が、問題の蘇松地方にも共通の・むしろこの地方を主體とする事例であつたことは確しかである。この資料は、洪武に直接つづく建文から永樂初年にかけての頃、すでに官田が、大小の戸、いかえれば、大規模經營から零細經營に至る農民諸階層によつて、ひろく分散承佃されていたことを明瞭に示しているのである。松江府の場合、資料の制約からふれること少なかつたが、その官田面積比率が蘇州を上回ることから考えても、承佃をめぐる状況の方向としては蘇州府とほぼ一致しているものと見られる。

以上のように、明初洪武年間における蘇松地方の官田は、全田土の五〇％以上を占めるといふその廣大な面積や、四斗臺・三斗臺という平均的な徵收率のレベルにおいて注目すべき特徴を持ち、そのことが官田の所謂、承佃者層にも多様

性を與えていたのである。官田中の重額部分たる(い)宋元系統及び抄没原額系統の多くは、前代以來の承佃の繼續により、あるいは、抄没以前民田だった當時の民間地主が國家にふりかえられたことによつて、明朝政府と直接無媒介に契約を結んだ形をとる自家零細經營的な貧民・小民・小戸とよばれる階層の手で耕作納糧されていたとみられよう。なお、彼らの一部には、さらに前者を量的に上回ると考えられる(ろ)抄没今減科系統や戸絶無主の斷入官田系統の直接承佃に参加するものがあつたという推定も充分に可能である。(もちろんこれらの層には、徴收率の低い民田を官田と兼營するものも存在したであろうが、官田の經營は、より基本的な部分をなしていたと推定される)一般的傾向としてこれらの中には、全種官田戸層が多く含まれていたであろう。その一方、より大きな規模で行われる中農以上の主として地主的に行われる經營においても、民田部分が前代に比して非常に少なくなり、民田糧五百石以上を出すという一部の大地主さえも含めて、三・四・五斗臺の徴收率をもつ(る)系統の官田の第一次承佃が行われていた。すなわち彼らのあいだに、三・四・五斗臺の徴收率をもつ部分を多く把握した上、戸内では家族乃至直接に支配する家僕の勞働力を利用し、戸外では傭工、そして主として佃戸層を第二次承佃者とするることによつて、所謂「私有」民田の經營とともに、官田の第一次承佃をもあわせて行なうという傾向が強まつたのである。極端な表現をとれば、そのような形においてしか地主的經營を行なうことが出来なかつたといえよう。佃戸を第二次承佃者として經營を行う場合、官田部分については、民田部分のそれに比べて、前代元代までの民田私有時代の基準による租米收入を減少して官田糧を政府へ納入するというハンディキャップを負わねばならなかつた。たしかに、官田毎畝の徴收率そのものが大勢として、決して官田の第一次承佃という形で地主的經營を不可能にするものではなかつた點に注目すべきではあるが。

右に述べた二類型とその何らかのヴァリエーションとからなる廣範圍の承佃者層をもつたということは、初期の明朝政府が、この地方に對する非常に大きい經濟的期待を滿たすべく採用せざるを得なかつた方針を反映するものである。すなわち、徴收率の平均水準がもつていた「私租よりも低く民田の税よりも高い」という性格は、一面、この地方においてとく

に強力であつた明初の國家權力が、大土地所有（大規模な輕税民田の私有）という形での中間搾取過程を排除して、直接生産者を一應獨立させ、それを直接的に把握した結果の一面として理解される。政府は、もちろん、前代までの「税」よりも高い水準を望むが、直接的把握が出来れば、私租ほどの高率は必ずしも必要としないであろう。しかしこの徵收率の性格は、他面、地主的經營の容認と利用という意圖のあらわれとしても解釋されねばならない。一部の富豪・大地主の土地を沒收したのは、元末明初の社會矛盾を緩和しようとした政治的彈壓であるが、上述したごとく依然として農村内部における地主層の強固な存在までは否定し得ず、何らかの形で妥協しなければならぬ。前王朝からの遺産の繼承、戰亂による荒廢地の入官、地主層の最も抵抗力ある分子からの沒收によつて廣面積にわたる官田を入手すると、その承佃の方法として農村における階級的秩序の存続を認め、それを利用するべく、徵收率を私租よりもかなり低い段階に固定しておいたのである。この際、官田を基準乃至對象としては雜役勞働を免除乃至輕減するというたてまえが、全種官田戸はじめ、零細自家經營の農民の再生産にとつて一つの保障となつたことはいうまでもないが、官田をも、民田とともに地主的經營の内部にとり入れる農民層にとつても同様の意義をもつていたのである。又、付け加えれば、このように、農村内部に現存する凡ゆる階層を利用して官田を承佃させようとした態度と相通じる方法が、里甲組織による官田の管理と官糧の徵收手續きにあらわれる。蘇松兩府をはじめ、官田の多い地域、そして多様な承佃者層をもつた地域においては、この際、特別な官田専門の管理徵收機構を置くよりも、全國一律の里甲組織を利用する方が、より能率的ではなかつたか。會典にとくに一項を設けて、「其有全種官田人戸 亦編入圖內輪當」と規定するのも、このような意味合いからであろう。里甲制施行以前の官田については、かの糧長制度が、里甲制と同様の觀點から利用されたものと考えられる。⁸⁰

むすびにかえて

明初洪武年間の蘇松地方について、そのもつとも一般的なケースを想定し、一單位面積について、官田糧の徵收率や、

官田糧が擔うべき雜役面を中心とする二三の保障措置をみると、官田は、それを經營にとり入れる農民の再生産を、原理としては、一方的に破壊するものでなかつた。當代の先進的農業生産地域におけるこの官田制度が、基本的には初期の明朝政府の現物租稅獲得要求の實現であつたことはいうまでもない。しかし、彼らにとつてこの地方での農業生産力の回復と維持も、同時に、右目的達成の前提として必須の要請であり、官田制度が、この要請と何らの内面的關連をもたなかつたとすることも出来ないように思う。このことが本稿によつて立てた私の一つの見とおしである。

それでは、永樂の十年代以來の逋糧増大に端を發し、洪濤の一年間を経て宣德年間にはつきりあらわれて來る官田體制の危機はどのようにして招來されたのか。危機の本質を全社會構造の中で見きわめさまざまな角度からその間に答えるべく検討を行うのは本稿の主題ではないが、明初洪武年間の原理をより明らかにするためにも粗い見通しを與えておこう。危機の内在的契機として主要なものの一つは、官田が先進地域たる蘇松二府の田土のあまりにも大きい部分を占めることによつて地主層をも含む大部分の農民をその承佃にまきこんでしまつた、まさにそのことであろう。ここで問題を明確化するため、またもや定量的表現が許されるならば、毎畝二石の收穫高を基準とするとき、六斗官田の場合で三〇%、五斗二五%、四・五斗（蘇州府の平均徵收率近似）二二・五%、四斗二〇%、三斗（松江府の平均徵收率近似）一五%をそれぞれ占める官田徵收率の性格は、五〇%平均といわれている私租とは明確な性格の相異を持つことを再び確認しつつも、蘇州府の平均徵收率に六合餘を加えた五升民田の場合で二・五%、松江府の平均徵收率より三合餘少ない六升で三%、七升三・五%、一斗五%という民田稅率との間に大きなギャップをもっている。このような官田の徵收率は、再生産の可能性をはつきり残しつつも、承佃者たる自家經營農民の剩餘生産物收入に、とくに地主層の地代取得に、ハンディキャップをつけて了つた。これらの中小以上の地主層は、また糧長制や里甲制を通じて、この官田糧がその九〇%以上である秋糧の徵收や輸送に、圩長・塘長等の役を通じて、官田を多く含む水鄉圩田の維持にあたらねばならなかつたのであり、里甲の中に編入して「輪當」される小農民層も、それらの役に協力するべく位置づけられていた。このような里甲制を通じる

「正役」的な徭役勞働は、「雜役」勞働に對する減免を考慮に入ても少なからぬ負擔である。もちろん、この負擔は、明代のみならず、またこの蘇松地區のみならず、宋代以後の中國において農村の地主層が宿命的に課せられていたものであった。しかし、すでに税糧面においていくらかのハンディを背負った當代當地方の地主層が、あるいはこれを、全種官田人戸を多く含む零細經營層に轉化するとき、彼らの再生産の構造は、發展してゆく家内手工業によるいくばくかの収入をみつめても、やはり崩れ易い。このような一種の緊張状態のなかに、洪武年間はず安定裡に過ぎて行つたが、新らしい外在的契機が加わる時、危機は顕在化する。周忱や況鍾が全力をあげて處理しなければならなかつた——漕糧の増大や農民の逃亡に象徴される——宣德年間の官田問題は、

(1)第二節末でもふれたように永樂北遷による税糧輸送距離の飛躍的延長にともなう運輸勞働と耗米などの現物支出の激増により毎畝當りの實質負擔量が引き上げられたこと、(2)官僚國家體制の整備に附隨して顯著となり、貨幣經濟の侵透によつて強まつて來た官僚達の物質的欲求の増大が、しだいに雜役勞働の頻繁化をもたらして雜役減免のたてまえがくずれつつあつたこと(後代の成化・正徳・嘉靖期にくらべればなお雜役の不當な賦課は相對的に軽く、致命的な打撃をあたえるにはいたらなかつたとはいえるが)(3)同じ理由からこの地方の生産力をあてこんだ種々の雜派が莫大な秋糧額總計にのみ着眼し、(民田に比べての毎畝徵收額の高さを無視し)それを基準にして賦課されてきたこと等々、

これら新たな外在的契機によつて、官田を多くとり入れた農業經營の内部における再生産構造に大きくひびが入り、そのひびわれが、とくに、農村内部の力關係によつて、より經營規模の小さい農民層に轉化されていつた結果に他ならない。

なかでも、當該宣德期の段階では、右の外在的契機すなわち、新らしい形の政治的收奪のうち官田創設當時にはなかつた、新たな、(1)をより重要視しなければならないだろう。この間の事情を、明史卷一五三・列傳・周忱は、宣德五年(一四三〇)九月、彼が江南に赴任した時の狀況として述べ、「始至 召父老 問逋稅故 皆言 豪戶不肯加耗 并徵之細民 民貧逃亡 而稅額益缺 忱乃創爲平米法 令出耗必均」と簡潔に表現している。はばひろい承佃者層のうち、零細

自家經營層が、戸下の官田を手はなしていく現象が、この頃の資料に現われるのは、以上のような官田體制の變質に照應するものといえよう。

以上、本稿は、明代蘇松地方における農民の再生産のしくみや土地所有のあり方を分析するための制度史的な一つの基礎作業を試みたにすぎない。この貧しい作業につづく一連の問題として、(a)この地方における民田とは單位を異にし私租とは割合を異にする官田徵收率の性格を確認した上で、農民の土地が擔う實質負擔を、制度史的には(上)にもふれたように「賦・税」と「役」との綜合的、相互連關的見地からとらえること、(b)、とくに宣德期以後、官田承佃においても支配的位置を占めていく地主的經營のなかで、地主に對する直接生産者佃戸の地代(≡私租)負擔を、王朝國家の地主に對する「賦・役」賦課が具體的にどのように規定していくかを、制度史を離れて追求すること。(c)まさにこの蘇松地方の官田中の重領部分の折銀化に一つの有力な起點をもつ賦役銀納化を内容的により嚴密に實證し、それが農民各層の實質負擔に及ぼした影響を確定すること、(d)これらとからみあわせて、農民層の分解過程を時期をくぎつてあとずけること——などがあげられるであろう。そして、このような問題の追求の中で宋代以後の地主≡佃戸制と呼ばれる生産關係の眞の性格と國家權力のそれとを明らかにする一つの手掛りをもつかみたいのである。あくまでも一つの手掛りにとどまるけれども。

註

(17) 林俊・務政本以足國用疏・皇明經世文編・卷八六

(18) 明實錄・嘉靖十一年二月戊戌・徐俊民の「田賦を更定せん」とを請うた疏にある。

(19) このアイディアは、萬曆寧國府志・卷八、萬曆江浦縣志・卷六賦役志、萬曆上元縣志・卷二・田賦などに記録されている官田の負擔輕減法となつて現實化されたものと思われる。蘇松二府の西方、南京により密接する當該地方は、右寧國府志に、「洪武初 寧國與應天諸郡 高皇帝追念存卹 盡蠲民田

租 復其世世 惟宋元以來沒入官田 稍徵其半 故夏麥秋糧

並賦諸官田」とあるように、洪武年間から民田税糧は全免、官田は減半徵收という體制が續き、民田は著しく有利な經營が出来た。(右の上元縣志は、洪武十八年以來、應天等五府州に上記措置がとられたといい、明實錄洪武十八年三月己亥には應天・太平・寧國・鎮江・廣德・滁・和の七府州に對する蠲免が記録される。御製大誥・第十二・五府州免糧は、右七府州から滁・和を除いた五府州に寧國府志の示す措置がとられたことを詳細に述べる。おそらく萬曆大明會典・卷二十

(20)

九・徴收に「(洪武)二十四年令 應天・太平・寧國・鎮江・廣德五處 官田稅糧 自後減半徴收」とあるので、民田に對する規定をも含めてこの時定例化されたものであらう。このような特殊事情から、宣德年間あたりから、官田の耗米を減じ、民田に毎畝若干の負擔を轉嫁することが行われ、成化年間以來地方官によつて積極的に定例化されていった。そして萬曆大明會典卷十七・戶部四・田土によれば、弘治二年(一四八九)の令として整理され、各地區ごとの負擔率が、「令應天府上元等七縣官田糧每石減耗米二斗五升 民田每畝勸出米二升……寧國府宣城等六縣官田糧每石減耗米三斗 民田每畝勸出米一升」という風に規定された。従つて官田を民田に、民田を官田に變えたのではなく、又江南全地域に行われたのではないことに注意しなければならない。

(21)

やや抽象的表現ではあるが、況太守集・卷八・「丁少糧多・請免遠運奏」(宣德六年三月)に「本府所屬長洲等縣重租官糧二百六十五萬五千九百三十五石零 俱係水鄉圩田……農民當秋冬修築圩岸 春夏車水出圩 營辦糞壤滋肥 方得收成有穫……今春作農務方興 各圩積水渺茫 必有幼男婦女踏車 晝夜不息」とあることによつてもその一端を知り得るだろう。たしかに明初以來抄没入官された官田の稅糧は官租の中には、一般に租(＝小作料)という概念の持つ高率が現實に存在している。「如吳江崑山民田 舊畝稅五升 小民佃種富室田 畝出私租一石 後因没入官 依私租減二斗 是十分而取其八也 撥賜公侯駙馬等項田 每畝舊租輸一石 後因事故還

官 又如私租例盡取之 且十分而取其八 民猶不堪 況盡取乎」(明實錄・洪熙元年閏七月丁巳)蘇州府吳江縣・崑山縣の沒官田のなかに一畝八斗(私租の八割)、公侯駙馬の還官田に一畝一石(私租の十割)の高率租額を、洪熙元年(一四二五)當時に見出す。松江府の場合にも、崇禎松江府志・卷七・田賦中・杜宗桓上巡撫侍郎周忱書に、「國初籍沒土豪田租……一依租額起糧 每畝四五斗・七八斗至一石以上」とあり、高率の存在が認められる。このような高率の例は第2表によつて蘇州府下に、第3表によつて松江府下にも見出し得る。また、一方、第1表では一斗前後の輕則官田の存在も見出し得るのである。△平均という操作は、このような對象とする事物間の持つ多様性を減殺してつうのであるが、なおかつ、その事物間での最も出現度數の高いものを示す性質を具有することはいうまでもない。今、洪武初年以來、政府が下した減則例によつて明らかにされる減則前の最高率と減則後の標準額とは左のようである。

a 上以蘇松嘉湖四府 近年所籍之田 租稅甚重 特令戶部計其數 如畝稅七斗五升者 除其半 以甦民力(明實錄・洪武七年五月壬午)

b 命戶部減蘇松嘉湖四府重租糧額……于是舊額田畝科七斗五升至四斗四升者 減十之二 四斗三升至三斗六升者 俱止徵三斗五升 以下仍舊 自今年爲始 通行改科(明實錄・洪武十三年三月壬辰)

c 南昌府豐城縣民言 農民佃官田一畝 歲輸租五斗 誠爲

太重 願減額以惠小民 戸部定議 一畝輸四斗 上曰 兩浙及京畿土壤饒沃者 輸四斗 江西郡縣地土頗饒瘠 止令輸三斗 著爲令(明實錄・洪武二十一年五月戊戌)

以上、aにおいて $\wedge$ 七・五斗 $\downarrow$ 三・七五斗 $\vee$ 、bにおいて $\wedge$ 七・五 $\downarrow$ 四・四斗 $\downarrow$ 六 $\downarrow$ 三・五二斗、四・三 $\downarrow$ 三・六斗 $\downarrow$ 三・五 $\vee$ 、cにおいて $\wedge$ 兩浙・京畿 $\downarrow$ 四斗、江西 $\downarrow$ 三斗 $\vee$ 、

というように、減則の方法がa・b・cで各々異なるものの、所謂極重をもつて名高い蘇・松・嘉・湖地方について、明初籍没した田土の最高徵收率が七斗五升に比定され、又洪武二十一年(一三八八)當時、兩浙・京畿官田の標準が四斗に置かれていた。たしかに、これらの減則例にあらわれた徵收率は、減則例自身、數年において三度繰り返えされていることから察せられるように、完全に徹底的に實施されたものというより、まず一つのプリンスプルとして理解すべきではある。しかし、第一節で右a・b・c以外の資料を用いて明らかにしたように、洪武十二年(一三七八)以後の平均的徵收率や徵收率の分布状況は、蘇州府・松江府という具體的な場において、右プリンスプルとはば步調を一致させ、それが現實にも實施されつつあったことを示す。従つてこのa・b・cの減則例により、洪武二十四年(一三八一)の第二回黃冊編造當時には、すでに大勢としては三・四・五斗臺となつたと見てよいだろう。先の蘇州府吳江・崑山二縣、松江府の沒官田に残る高率は、極端なケースであり、又、公侯選官田の場合の高率も、官田の一部の特殊な處理法を蒙つた部分

に生じたケースで、これをもつて普遍的と見ることは出来ないと考ええる。しかしこの點は後考を俟つ。

この官租と私租との性格の相異は、蘇州府に隣接する常州府武進縣志の著者が、天下郡國利病書・原編第七冊・常鎮で、官田について記述するところでもある。「凡爲民間平田佃種者率完租米壹石 官田重至七斗 其高低民田佃種者 率完租七八斗 官田輕至四斗 其視佃民田者 已屬輕額矣」

經濟學的には、所有と經營の兩概念は嚴密に區別されている。ここでの「經營」とは、その意味では、むしろある場合は「所有」、ある場合は「占有」と表現すべきであろう。

ただ、官田の所有權法的にみた性格については本文冒頭や註4でも述べたように、今一步明確な點を残すので、叙述の便宜上、このような措置をとつた。(所有權の國家歸屬をものがたる二三の資料として、理念的には「大明律集解附例卷五・戶律・田宅・盜耕種官民田」や上の2頁にふれた唐鶴徵や顧炎武のことばがあり、明初の江南における具體的な事例としては「明實錄・洪武十一年六月戊寅」「況大守集・卷八・請軍田仍照例民佃奏」所收の記事が注目される。ただ、筆者の知見では、理論的にも實證的にも、疑問な點が残るので斷定をさけた)賦役黃冊にその農家に屬する田土として登録されている面積の大小が、この場合の「經營」の大小になるのである。

官田の管理監督機構について。たとえば、宋の嘉定年間(一二〇八―一二二四)に置かれ、「籍沒權倖者」「園田湖田之

在官者」を所屬させて管理した「安邊所」、同じく景定四年（一二六三）以来の買田によつて設置された公田を管理すべく浙西六郡に置かれた四つの官田所「分司」（續文獻通考・卷六・田賦考・官田）、さらに元代の「江淮等處財賦都總管府」（元史・卷三九・百官志・五）、「江浙等處財賦都總管府」（元史・卷三八・百官志・四）「稻田提領所」（崇禎松江府志・卷十・田賦三）など、州縣とは獨立に専ら官田を管理監督するという機關を明代には見出すことが出来ない。南直隸應天府に、都御史の銜を持つ總理糧儲兼巡撫（所謂南臺が置かれたのは、宣德五年（一四三〇）の周忱就任以来である。（南畿志・卷三・命官志）このポストは、南直隸および浙江の一部のまさしく官田地帯を監督し、税糧に關する一切を司るものであるが、しかし官田を直接對象として管理監督するものではなかつた。洪武十四年（一三八一）里甲制が施かれて以来、明代の官田は民田と同じく、直接的には里甲によつて管理され、里甲を通じて州縣（府）布政司（戸部）の系統に連なつていたとみられる。正徳大明會典・卷十九・戸部四・州縣二・田土に、

凡各州縣田土 必須開豁各戸若干及條段四至 係官田者 照依官田則例起科 係民田者 照依民田則例徵歛 務要編入黃冊 以憑徵收稅糧 如有出賣 其買者聽令增收 賣者即當過割 不許洒派詭寄

と規定すること、この黃冊原簿の編造が、各里甲で、人民の正役によつて行われる。（松本善海・支那地方自治發達史の

第四章、明代。嘉靖吳江縣志・卷十・徭役の大明役制・冊役）ということが、上記のごとき解釋を導くのである。この際、官田と民田とは起科則例を異にするものの、同じく里甲内部で原簿たる黃冊に編入登錄されている。従つて、官民それぞれの税糧もともに同じく里甲を通じて徵收されたと考えられる。里甲制以前において、官田をその管轄下の府州縣に多く有する南直隸・浙江・江西・湖廣・福建に置かれ、税糧の徵收と運送とを專一に扱つた糧長制度のもとでも、同様の考え方がみられる。南京戸部志・卷十八・事例に、

洪武四年令：又御製規戒錄一本 給與糧長令其遵守 量地倉分遠近（以上六字原文）分豁官民田畝收納

というごとく、官民田畝を區別して收納せよというものの、糧長という民間の同一人に徵收の責任が歸せられていたのである。

なお、官田の佃戸も、一般農民と同様に一つの行政系統下に同一の資格で取り扱われる。前引會典の記述にもすでにそのことは認められるのであるが、専ら官田のみを佃種している人戸も、洪武十四年以後は、「其有全種官田人戸 亦編入國内輪當（萬曆大明會典・卷二十・戸部七・戸口二・黃冊）」とくに規定されて、十年輪番の里甲正役に、一般農民と同じく當たらなければならなかつた。又、この規定を通じて、政府が、官田に對して一應免除乃至輕減している雜役についても、官田承佃戸に對する割當の權利そのものを否定したものでなかつたことが推察される。なお、この管理監

督方法と關連して見逃してはならないのは、官田佃權の賣買登録についても、民田と區別すべき特別の規定がなく、萬曆上元縣志・卷二・田賦に、「其更佃實同舊田 第契券則書承佃而已」とあるごとく、賣買過割は自由であつたと見られる。周藤吉之氏がその宋元代における確立を立證された官田佃權の賣買慣行（宋代官田の佃權賣買・中國土地制度史研究所收）が明代にも受けつがれたのは、當然のことであろう。古島和雄・明末長江デルタ地帯における地主經營・歴史學研究一四八・第一三頁參照。

(26) 註(10)の山根氏論文參照。

(27) 明實錄・宣德七年六月戊子朔、況太守集・卷七・請免借馬及派買物料奏（宣德五年十一月）における蘇州知府況鍾の上奏による。

(28) 爲價省旬訟 切詳 蘇松二府詞訟 多因秋糧而起 蓋屬縣田地稅糧額重 人民逃絕數多 勢豪大戸之兼并者 估種他人田地 動至數百頃 常年不肯納糧（況太守集・卷九・請禁詞訟牽連越控奏・宣德七年十二月二十六日）

(29) 西嶋定生氏は、オリエンタリカ2・「支那初期棉業の成立とその構造」において、「宋末以來の田賦の増額は、松江府の農民の大部分を占める佃戸、特にその東郷の佃戸を極度に零細化せしめる結果となつて、米作のみによる生計維持を困難ならしめたのである。」と説かれる。その背後の論理は、この地域の田賦過重によつて、地主は佃戸からの地代收取率を他の地域のそれより高くせざるを得なかつたというに在る。

同様の論法を、佐伯有一氏も、世界史講座Ⅰ所收の「明帝國をめぐる東アジア世界」において、官田が在來の私小作料を税率としたと前提し、「地主は當然に在來の小作料を上回る收奪を加えねばその取分はなかつた」というように、採用される。しかし、西嶋氏が論據とされる何良俊の四友齋叢説・卷十四・史十所收の左記事

蓋各處之田雖有肥瘠不同 然未有如松江之高下懸絕者 夫東西之兩鄉 不但土有肥瘠 西鄉田低水平 易於車戽 夫妻二人可種二十五畝 稍勤者可致三十畝 且土肥種多 每畝收石三者不論 只說收石五斗 每歲可得米七八十石矣 故取租有一石六七斗者 東鄉田高岸陡 車皆直豎 無異於汲水 水稍不到 苗盡稿死 每遇旱歲 車聲徹夜不休 夫妻二人 極力耕種止可五畝 若年歲豐熟 每畝收一石五斗 故取租多者八斗 少者只黃豆四五斗

の説く所を私租率に焦點をあてて素直に解釋すると、「（西郷は水利條件がよく地味も肥えているので）毎畝三石の收穫あるものはいうまでもなく、ただ二石五斗を収めるものについていつも、毎年米七八十石を得ることが出来る。このように（收穫量が多いので）〔中には〕租一石六七斗を取るものがある。（東郷は水利條件が非常に悪い。）もし豊年だとしても、毎畝の收穫は一石五斗。だから租を取ること多い場合で八斗、少い者はただ黃豆四五斗だけである。」ということになる。従つて、西郷の一石六七斗は、租の最高限として收穫の最高三石に對しており、東郷八斗の租ははつきり收穫一石

五斗の場合のうちの高率に属するものである。これらの條件にもとづく收租率を計算すれば、西郷の $16 \div 7/30$ は五三・三三%、五六・六七%、東郷の $8/15$ は五三・三三%であり、從來一般的に考えられて来た明清時代の普遍的な小作料率の標準たる收穫高の $1/2$ (加藤繁博士・支那經濟史概説・第三節・土地制度) には接近する。とすれば、右引資料にある松江府東西郷の租米の高さは、同地東西郷の收穫率を、上記の普遍的折半比率で除したものと考えられるから、同地佃戸の窮狀を、必ずしも無媒介的に、過重田賦に歸することは出来ないと思われる。ここで、本文で述べて来たごとく國家權力による官田設置によつて地代收入にハンディをつけられた地主が、自己の第一次承佃地を媒介とする佃戸との關係において、具體的にどのように對應していつたかを再検討する必要がある。出て来るのではないだろうか。そして、この際、日知錄卷十の有名な「蘇松二府田賦之重」なる一文において、「田賦之重」を「一まず官田の多量設置に歸した顧炎武が、その結びの部分で、おそらく彼の同時代彼の出身地蘇州府崑山縣における見聞をもとにこの江南地方における地主と佃戸制の發達を述べ、そこに佃人の苦しみを描き、それにつながるものとして、元代江南における重い私租の國家權力による蠲減例を引き、又漢代豪民の田における二分の一の租を明末清初の分租に比定する等の記事を付け加えていることは注目される。何故なら、顧炎武が生きた時代にあつては、直接生産者としての農民層にとつてもつとも重要な負擔は、もはや官田の第一次承佃者たることにではなく、官田をも完全に私田化してつた地主層の佃戸

として折半地代を納めることに由來するものだったという示唆が、そこに含まれているからであり、私たちの今後の課題が、國家權力の課するひずみを念頭におきつつ、なお觀念的なイメージを與えられている地主と佃戸制そのものの、より具體的な内容把握と性格規定にあることを教えらるるからである。

補遺

○先號に掲載された(上)の第一節のIIに左に示すような初步的で複雑な計算の誤謬があつた。論旨に致命的な影響はないが、まことに申しわけなく思つてゐる。洪武十二年から二十四年までのあいだにおける「戸絶無主田」断入官田」と「抄沒田」との増加の割合が、この訂正によつて、より大きく見積もられること、先號の誤謬によつてそれがやや過少評價されていたことを御報告しなければならぬ。(洪武二十四年の數値には關係ない)

頁	行	誤	正
5	15	(b) 抄沒田土 民田土	(b) 抄沒田土 民田土
5	16	五〇九五一頃	四六五四四頃
6	6	九二四三頃	一三五五〇頃
6	9	九二四三頃	一三五五〇頃

○第三表「官田」・「三石以上起科田」の「糧額」部分の「1」「石」を「4」「石」に、「——」を「〇・〇〇一」「%」に訂正する。又、第三表の「官田」「民田」の「面積」「糧額」の合

計部分の數値は、原典の合計部分の數値から、それぞれ「分」以下、「斗」以下を省略したものをのせている。しかし表示した百分比の計算に際しては、各項の同じ方法による省略後の「再合計」を基準としている。その「再合計」の數値は、官田「三二四八八二四」畝・「七四八七四二」石、民田「七三五六八五」畝・「四六四八七」石であることを御報告しておく。そして以上の基準設定から表示方法を統一すれば、表上の民田の糧額合計は、原典からそのままに省略した「四六四九三石」に訂正しなければならぬ。

○脱稿の後、一九五八年四月に上海中華書局で出版された陳恒力氏編著、王達氏參校になる「補農書研究」の附録に「明代蘇松嘉湖地區農業經濟的若干變化」なる一篇が收録されていることを發見した。明朝政府によつて設置された蘇松嘉湖各府の官田が、同地方の地主經營にどのような影響を與えたかという觀點から書かれたもので、とくに宣德年間における周忱・況鍾らの改革、嘉靖年間における嘉興知府趙瀛の均平法に代表される官民田の徵收率一律化に焦點を絞つて、補農書の對象とする明末・清初期の地主經營の前提條件が追求されている。資料に現われる數値を百分比を用いて再整理するなど、筆者のとつた方法もすでに一應採用されており、理論的にも興味ある問題が提起されている。筆者の不明を恥じると共に、實證の過程と結論について意見を與にする點もあり、註(3)でふれた周良齊氏(北京大學)とこの陳・王兩氏の論文とを、本稿と併讀され、検討を加えられんことをお願いしておく。

○本稿は筆者が一九五九年十二月に提出した修士課程研究報告の一部をまとめたものである。作製に當つて貴重な示唆を與えられた宮崎市定教授にあつく感謝の意を表する。

昭和三十五年度京大東洋史卒業論文題目

修士論文

北宋時代における開封の商人

小野寺郁夫

明代華北における銀差成立の一研究

谷口規矩雄

——山東の門銀を中心にして——

私度僧發生の側面

藤善 眞澄

——唐代の童行制度を中心に——

辛亥革命前における利權回收運動

堀川 哲男

顏之推の人と思想

吉川 忠夫

學士論文

六朝時代之修史官

稻葉 一郎

——唐代史館制度成立史序說——

山西商人を通じて見た清代商業の一考察

狹間 直樹

戊戌政變について

平田 正衛

西突厥の西トルキスタン支配について

間野 英二

——統葉護可汗の時代を中心に——

五四運動に於ける學生の行動と意識

渡邊 耕

十九世紀後半のイランに於けるバハイ教の

成立とその史的背景に就いて

高林 藤樹